

社団法人 みやぎ被害者支援センター 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人みやぎ被害者支援センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を宮城県仙台市青葉区通町一丁目6番9号に置く。

(目的)

第3条 センターは、事件・事故、災害等の被害者及びその遺族等（以下単に「被害者」という。）に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者の被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被害者に対する電話相談及び面接相談事業
- (2) 被害者への物品供与又は貸与、役務の提供等による直接的支援事業
- (3) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業
- (4) 被害者自助グループへの支援事業
- (5) 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業
- (6) 相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業
- (7) 被害者の実態に関する調査及び研究事業
- (8) 被害者支援活動に関する広報及び啓発事業
- (9) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 センターの会員は、次の2種とし、正会員をもって民法（明治29年法律第89号）上の社員とする。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 センターの事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会する者は、入会申込書（別記様式第1号）を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 前条の承認を受け入会した法人又は団体会員は1口1万円以上、個人会員は1口3千円以上を年度ごとに納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。

- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正会員又は賛助会員が正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決に基づき、その会員を除名することができる。

- (1) センターの名誉を著しく損ない、又は信用を失わせる行為があったとき。
 - (2) センターの定款に違反したとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の拋出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
 - (2) 監事 2人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）及び所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とする。また、同一業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とする。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 監事には、センターの職員が含まれてはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を宮城県知事及び宮城県公安委員会に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を宮城県知事及び宮城県公安委員会に届け出なければならない。

(役員職務)

第14条 理事長は、センターを代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、登記簿登録上位副理事長がその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、センターの業務を掌理し、理事長及び副理事長

に事故あるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会及び理事会又は宮城県知事に報告すること。

(4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、総会及び理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決に基づき、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合について準用する。この場合において、第10条第2項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員に対する報酬等)

第17条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 報酬の支給及び費用の弁償に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(会議の種類)

第18条 センターの会議は、総会及び理事会の2種類とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第19条 総会は、センターの最高意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事長、副理事長、専務理事、その他の理事をもって構成する。

(会議の権能)

第20条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (会議の開催)

第21条 通常総会は、毎年3月及び事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。
- (3) 監事が民法第59条第4号の規定に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在員数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(会議の招集)

第22条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の場合には請求の日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を記載した書面により、少なくとも7日前までに構成員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第24条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(会議の議決)

第25条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は構成員として議決に加わる権利を有しない。

(会議における書面表決)

第26条 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した構成員の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要（発言者の氏名及び要旨を含む。）及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 財産及び会計

(財産の構成)

第28条 センターの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第29条 センターの財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第30条 センターの経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第31条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第32条 センターの事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て宮城県知事及び宮城県公安委員会に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その議決を経ることができない場合には、その事業年度開始の日から2か月以内に、総会の議決を経て、宮城県知事及び宮城県公安委員会に届け出なければならない。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、理事長は、総会の議決を経るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
- 4 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の議決を経て宮城県知事及び宮城県公安委員会に届け出なければならない。

(長期借入金)

第33条 センターが1年以上の長期借入をする場合には、総会において総会員の3分の2以上の議決を経て、宮城県知事に届け出なければならない。

(事業報告及び決算)

第34条 センターの事業報告及び決算は、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2か月以内に、総会の議決を経て、宮城県知事及び宮城県公安委員会に届け出なければならない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款の変更は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、宮城県知事の認可を得るものとする。また、当該変更事項は、宮城県公安委員会に提出するものとする。

(解散及び残余財産の処分)

第36条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

- 2 民法第68条第1項第1号の規定による総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、宮城県知事の承認を得るとともに、あらかじめ宮城県公安委員会に届出書を提出するものとする。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、宮城県知事の許可を得て、センターと類似の目的を有する公益法人又は地方公共団体に寄附する。

第7章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第37条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の分掌事務、給与等については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第38条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第8章 顧問及び参与

(顧問・参与)

第39条 センターに顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は有識者の中から、理事会の推薦を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、センターの重要会務につき、理事長の諮問に応じる。
- 4 参与は、理事長が委嘱した事項の処理に協力する。
- 5 顧問及び参与は、理事長の要請により、総会及び理事会に出席し、意見を述べることで

きる。

6 顧問及び参与に対する費用の弁償は、センター旅費及び謝金規程を準用して行うものとする。

第9章 雑 則

(委任)

第40条 この定款の施行に必要な事項については、その都度理事長が理事会の議決を経て定めるものとする。

附 則

- 1 この定款は、宮城県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 センターの設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず平成15年5月31日までとする。
- 3 センターの設立当初の顧問は、第39条第2項の規定にかかわらず、設立総会の定める別紙顧問名簿のとおりとする。
- 4 センターの設立当初の顧問は、第39条第2項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成15年3月31日までとする。
- 5 センターの設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第32条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。